

(議) 第 6 号

秋田市議会会議規則の一部を改正する件

上記の議案を別紙のとおり秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

平成28年11月28日

提出者

秋田市議会議員 齊 藤 善 悦
外38名

秋田市議会議長 渡 辺 正 宏 様

秋田市議会会議規則の一部を改正する規則

秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「付け」を「付」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議員は、出席のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第70条の見出しを「（電子表決システム等による表決）」に改め、同条第1項中「問題を可とする者を起立させ、起立者」を「電子表決システム（議員が、問題を可とする場合は賛成のボタンを、問題を否とする場合は反対のボタンを押すことによって表決し、その結果を議場内に表示する装置をいう。以下同じ。）により、問題を可とする者」に改め、同条第2項中「、又は」の次に「第1項もしくは前項の」を加え、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 議員は、電子表決システムによる表決においては、賛成のボタン又は反対のボタンを押さなければならない。

3 議長が表決を終了する旨の宣告をした場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない議員は、問題を否としたものとみなす。

4 第1項の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。

第76条中「はかる」を「諮る」に、「起立の方法」を「電子表決システムによる方法」に改める。

第91条中「付け」を「付」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、出席のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

会議の主たる表決方法を起立による表決から電子表決システムによる表決に改める等とともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。